

社会福祉法人 桐生療育双葉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休業の取得者を1人以上にし、くるみん認定を目指す。

<対策>

- 各年 5月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職・指導職を対象とした制度説明会の実施
- 各年 6月～ 職員会議等で制度説明会の実施
育児休業の取得希望者を対象とした制度説明会・相談会の実施（随時）

目標2：介護休業制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 各年 5月～ 介護休業制度（平成29年1月改正）について、管理職・指導職へ制度説明会の実施
- 各年 6月～ 職員会議等で制度説明会の実施
介護休業取得希望者を対象とした制度説明会・相談会の実施（随時）

目標3：毎年、法人の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取り組みの成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年 5月～ 職員会議にて両立支援制度説明会実施
- 各年 1月～ 制度の利用状況、取り組み成果について現状を把握
- 各年 2月～ 問題点や改善点の有無について各施設及び経営委員会で検討
（問題があった場合）経営委員会で改善のための取り組みを検討し実施する